

カンボジアの人権擁護活動家たちが有罪に



2012年12月26日カンボジアの女性人権擁護活動家のヨルム・ボファさん（写真）とティム・サクモニイさんは、不当な理由で禁錮3年を言い渡されました。ヨルムさんは判決に対して控訴しました。二人は、ポン・コック湖周辺の住民に対する

強制退去と不当な扱いについて抗議活動をしていました。アムネスティは、適切な住宅を得る権利を求めていた地域住民を支援する活動でヨルムさんが指導的役割を担っていたために拘禁されたものと考えており、2人を「良心の囚人」と認定していました。

ヨルムさんの夫ルオス・サクホンさんと彼女の2人の兄弟に対しても、同時期に裁判が行われ、3人全員、カンボジアの刑法218条「状況を悪化させる意図的な暴力」に関する罪で有罪となり、禁錮3年と賠償金の支払いを言い渡されました。彼女の夫の判決には執行猶予がつき、自宅に戻ることが許されましたが、欠席裁判だった2人の兄弟には実刑が科されました。

一方、65歳のティム・サクモニイさんは、12月26日、刑法633条「虚偽の申告」で有罪となり、禁錮6カ月を言い渡されましたが、彼女は審理前にすでに3カ月間拘束されており、また残りの3カ月には執行猶予がついたため、同日、釈放されました。

ヨルムさんは今もって、禁錮刑に処せられる可能性があります。そのため私たちも引き続き、この件に関して注目し、圧力をかけていく予定です。アムネスティではこれからも、ヨルムさんの無条件の釈放と起訴取り下げを求めてキャンペーンを展開していきます。

シンガポール：薬物犯罪者を死刑から終身刑へ
マレーシア人の男性、ヨング・ヴィ・コンさん（25歳）

は6年前に薬物関連の容疑で逮捕され、死刑を宣告されました。しかし、シンガポールの高等裁判所は11月14日、彼の死刑判決を、終身刑とムチ打ち刑15回に減刑しました。

シンガポールでは麻薬取引に関する刑罰は、死刑以外の選択肢はありませんでした。しかし、死刑以外はないという法律は国際法で禁止されており、シンガポール議会は2012年11月、特定の状況下での殺人と薬物取引に関して死刑の絶対的な適用を廃止する改正法案を採択しました。

ヨングさんは代理人を通じて、彼をサポートしてくれたシンガポールの人びとや、アムネスティをはじめとした死刑廃止の運動を展開してくれた人権団体に対して感謝の意を伝えてくれました。

アンゴラ共和国：4人の囚人が釈放されました

アンゴラ共和国のルンダ・チョクウエ地域の自治権を主張する政治団体に所属するメンバー4名が12月13日に釈放されました。



アントニオ・マレンベラさん、ホセ・ムテバさん、セバスティオ・ルマニさんは、2010年2月に拘束され、逮捕されました。2010年7月には国家の治安を乱した罪で有罪となり、それぞれ4~6年の禁錮刑を受けました。ドミンゴス・エンリケさんは2010年10月に逮捕され、2011年3月に禁錮3年を言い渡されました。4人の弁護人は、判決の無効を訴えて最高裁に上告していました。

4人はアムネスティに、釈放に向けて積極的に活動してきたことへの感謝を伝えました。彼らのために活動してくださった方々、ご協力ありがとうございました。

グッドニュース ～進捗とその後～

〔ベラルーシ〕精神科医のイゴール・ポストノフさんが9月30日、釈放されました。ポストノフさんは、勤務する病院の不正を告発したために「偏執狂的妄想的障がい者」として強制入院をさせられていました。

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

発行 2013年12月25日

ポストノフさんはベラルーシの精神科・中毒性疾患センターに勤務していますが、過去2年近く、同センターの医療ミスや資金の流用などをYouTube上で批判してきました。批判の矛先は国や自治体の医療政策・制度にも向けられていました。裁判所は今年8月と9月の各一、二審とも同センターへの強制入院命令を下し、ポストノフさんは強制的に入院させられました。ポストノフさんは、この命令が不当だとして提訴していました。

当初、ポストノフさんは、一切の治療を拒否していましたが、もし拒否し続けていけばいつまでも病院から出られないと医師たちに言われたために、所定の薬を受け入れたといいます。そのポストノフさんが強制入院からほぼ1カ月後に、同病院から釈放されたのです。ポストノフさんは、アムネスティの当局への釈放要請行動に感謝しています。「釈放は、多くのアムネスティ支援者のハガキのおかげだ」と語っていました。

〔メキシコ〕社会活動家のゴメス・マルティネスさんが64日間の拘禁後10月18日、釈放されました。一緒に投獄された活動仲間のヘルナンデス・カバレロさんは、いまだ拘禁されたままです。

2人は当局の政策に反対するデモで騒乱を挑発したとして拘束されました。今回当局がマルティネスさんを釈放したのは、その逮捕の恣意性と裁判の手続きに不公正があったためです。彼女の拘禁中、アムネスティがマルティネスさん拘束の不当性を訴え、釈放を要求するキャンペーンを行ったことで、当初受けられなかった医療が受けられるようになったそうです。

マルティネスさんは自分の釈放に向けて運動してくれたすべての人たちに感謝したい、と語っています。ただ、その後マルティネスさんはカバレロさんに面会するために車で出かけようとしたとき、車に明らかな細工がされていたため、使えなかったといいます。カバレロさんの状況も注視する必要があります。

これからも2人の起訴の不当性を訴え続け、当局の対応を監視していきたいと思います。マルティネスさんのUAは今回で終了します。当局にアピール文を送っていただいたすべてのの方々に感謝いたします。

〔スーダン〕弁護士で活動家のアダム・シェリフさんが10月30日に釈放されました。起訴もなく拘禁されて1カ月後のことでした。釈放後まっすぐ自宅がある南ダルフールのニャラに戻ったシェリフさんは、空港では仲間の、自宅では家族の、熱烈な歓迎を受けました。

シェリフさんは、ダルフール法曹協会の弁護士として、またコーディネーターとして活動しています。9月半ば、南ダルフールのニャラでラジオ局のインタビューを受け、政府に批判的な発言をした数日後、逮捕されました。発言の中で、政府が雇っている民兵がニャラで著名な実業家とその家族を殺害するなど多数の殺害に関わっていると非難しました。その実業家の葬儀に集まった人々を追いつめるために治安当局が実弾を使ったことも指摘しました。拘禁中、一度も正当な容疑での起訴はありませんでした。表現の自由を行使したために逮捕・拘禁されたとすれば、大変憂慮すべきことです。

シェリフさんのUAは今回で終了します。当局にアピール文を送っていただいたすべてのの方々に感謝いたします。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本